

集団的自衛権に関する閣議決定を撤回することを求める意見書

政府は7月1日の臨時閣議で集団的自衛権行使容認を決定し、関連法の改定に向けて準備に着手している。

しかし、集団的自衛権について、これまで歴代政府は「国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される実力行使の範囲を超えるものであり、許されない。」としてきた。

国の安全保障政策は、立憲主義に基づき、憲法前文と第9条に基づいて策定されることは当然のことであり、集団的自衛権の行使については、その時々政府の判断で解釈を変更することはあってはならないことである。とりわけ集団的自衛権をめぐる議論は、これまで国会においても積み重ねられてきており、これまでの解釈を変えようとすることは、国会答弁をも形骸化させるものと言わざるを得ない。

よって、国においては、集団的自衛権に関する今回の閣議決定を撤回することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議長 原 悟 郎

様